

筑紫野市総合公園大型複合遊具整備事業（設計・施工）

プロポーザル要求水準書

令和7年4月

筑紫野市建設部管理保全課

筑紫野市総合公園大型遊具整備事業（設計・施工）
プロポーザル要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、筑紫野市総合公園大型遊具整備事業に係るプロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

プロポーザル参加事業者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとし、参加事業者の創意工夫に期待する。また、本事業の受注者は、本事業期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

2 大型複合遊具の整備方針と要求事項

本事業の目的を効果的に達成するために以下の4つの整備コンセプトを掲げ、整備コンセプトに基づく要求事項及び施工に関する要求事項を以下に定める。

(1) 全体像

I 現在の「天拝の船」のコンセプトを引継いだシンボリックなデザインで、子どもたちの夢を叶える、わくわくとドキドキが詰まった日本一の船形遊具とする。

- ① 大型複合遊具（以下、「本体」という）のサイズは、現在の「天拝の船」と同規模とし、高さ、幅、全長ともに既存施設の95%以上を確保した上で、客観的に日本一と呼称できる特徴を有すること。
- ② 船内外には船のコンセプトと調和した複数の遊具（以下「遊具」という）を配置すること。
- ③ 公園内の既存の施設や地形等と本体が一体となり、公園の魅力がより一層高まるよう設置エリア全体の設計を工夫すること。

II 多階層的なゾーニングを行うなど、誰もがそれぞれの年齢や特性に応じて楽しみ方を発見できるように工夫され、船内探索を疑似体験できるような通路、デッキ等と壮観で感動を与えるような眺望の展望台を有する遊具とする。

- ① 船内探索を体験できるようなギミックを盛り込んだ回遊性がある構造とすること。
- ② 遊具のゾーニングは、3歳から6歳（幼児）と6歳から12歳（児童）の対象年齢に分け、遊具以外の通路等は大人も安全に通行可能なものとする。
- ③ 天拝湖の方角を船首とした展望デッキや天拝湖と展望デッキを一望できる展望台を有し、その動線とスペースは大人も利用できるものとする。
- ④ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しむことができるように配慮した工夫を行うこと。

(2) 子どもの成長を育む遊具

I 子どもたちの意見を反映し、それぞれの興味や成長に応じて、多様な遊び方を自ら考えて実践できる、子どもの成長を育む遊具とする。

- ① 子どもたちの五感や好奇心・冒険心を刺激し、年齢層やニーズに配慮した多様な遊びや動きが経験できるアスレチック性の高い遊具を設置すること。
- ② 本体には、滑走面が3 m以上の垂直すべり台を設置すること。また、放水銃を設置する場合は、ポンプ等を使用しないトリガー式散水ホースのような単純な構造とすること。
- ③ その他、遊具の選定にあたっては、令和6年度に本市が実施したアンケートを参考とすること。

II 子どもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができる、親子の成長と自立に資する遊具とする。

- ① 保護者等が子どもの状況を把握できるよう視認性を考慮し、保護者の動線等も確保するなど見守りしやすい環境の工夫を行うこと。
- ② 遊具の対象年齢、遊び方などを適切に配置するとともに、子どもたちが自ら理解できるような工夫を行うこと。

(3) 安全性の確保と管理コストの低減

I 遊具単体が必要な安全基準を満たすことはもとより、本体に構造的な危険がないように考慮され、高所からの落下等利用者に危険が及び得ないものとする。

- ① 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」又は「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」に準拠すること。
- ② 公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品とすること。又は、公園施設団体賠償責任保険と同等以上の保険の対象となる製品とすること。
- ③ 提案遊具の形状等を考慮し、安全な利用を確保するために、必要なエアークッション性のある安全マット等の敷設や安全柵を設置すること。
- ④ 肌が直接接触するすべり台のすべり面などは夏場でも安全に遊べるよう熱くなりにくい素材の使用や日陰への配置などを行い、手摺などのうち、階段など使用頻度が高く安全性に関わる設置箇所のものについても同様の配慮を行うこと。

II 剥離、脱落しやすい部品や腐朽、劣化しやすい木材やロープなどは使用を極力控え、かつ調達が容易で汎用性があるものを使用しうえて、点検や修繕がしやすい構造とすることで管理コストを低減する。

- ① 本体及び遊具等（以下「本体等」という）で使用するあらゆる部材及び塗装は、遊具製造

及び管理の知見を活かし、安全で耐久性に優れ、汎用性が高いものを選択すること。

- ② 維持管理がしやすいよう、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とし、メンテナンス時の維持管理動線を考慮したレイアウト動線を確保すること。
- ③ 本体等は、建築基準法上の建築物に該当しないよう設計し、電気、電池及び電気回路等を使用した設備を設置しないこと
- ④ やむを得ず木材を使用する場合は、耐久性のあるハードウッドを使用し、ランニングコストを含めたトータルコストの比較を行うこと。
- ⑤ 設置予定箇所は高台の開けた場所のため、台風、落雷などの被害が最小限となるよう設計すること。
- ⑥ 本体等には、雨風による部材や塗装等の浸食や腐食、地盤の流出による基礎等の露出がないよう必要に応じた排水施設の整備や舗装等の措置を行うこと。

(4) 事業費の縮減と工期の短縮

I 工事等の安全と更新する遊具の質の担保を最優先事項としたうえで、施工方法やスケジュールの効率化等、あらゆる手段を検討し、費用の縮減と工期の短縮を図る。

- ① 工事の作業時間は、原則として9時00分～17時00分とし、土・日曜日及び祝日は休工とする。(管理者が認める場合はこの限りではない。)
- ② 工事の期間中、公園施設は通常通り開園するため、公園利用者の安全を第一とし、休工中の安全対策も万全を期すこと。
 - ・開園時間 3月～10月 9時00分～18時00分
 - 11月～2月 9時00分～17時00分
- ③ 施工に支障となる物件の移設及び撤去、樹木の剪定並びに復旧等の費用についても提案金額に含めること。なお、復旧については工事完了までに実施すること。
- ④ 構造上必要な地盤の地耐力については、実施設計時に調査を実施し、不足する場合は必要な措置を講ずること。
- ⑤ 施工に必要な範囲においては、第三者の立ち入り禁止措置を講ずること。

4 技術提案事項

- (1) 本体等と公園の一体的な魅力の創出に関する提案
 - ・ 本体等の整備により、公園全体の魅力をより一層高めるため、4つの整備コンセプトに基づいたそれぞれの整備の概要、計画等について提案すること。
 - ・ 小学生を対象としたアンケートを実施するため、提案内容の概要版を作成すること。
 - ・ パース等のイメージ図その他資料については、縮尺のあった背景及び人物を描写し、過度な装飾は行わないこと。

(2) 本体等の管理とライフサイクルコストの低減に関する提案

- ・ 本体等についてそれぞれデザイン、設備や遊具の構成及び機能、安全領域、安全対策について個別に説明すること。
- ・ 各部材の材質や調達性（日本製・海外製・特許の有無等）、費用、耐用年数等について説明すること。
- ・ 年間10万人が利用する遊具であることを前提に、利用頻度等を考慮した完成後15年間に必要となる維持管理費用の予測を1年毎にまとめたランニングコスト表（任意様式）を提出すること。コスト表には、費用の内訳及び施設名、部材名等を記載すること。

(3) 事業費の縮減と工期の短縮の提案

- ・ 事業費（設計費、施工費）及び施工全般に関する事項（実施体制、工程表（設計・製造・施工が分かるもの）、安全管理、品質管理等）について、事業費の縮減と工期の短縮方法を含めた提案を行うこと。

(4) その他

- ・ 市の要求水準のほか、提案上限金額の範囲内で独自の提案がある場合は、その内容の提案を求める。

5 評価基準

- ・ 1次審査及び2次審査における評価基準は別紙に定めるとおりとする。

事務局：筑紫野市管理保全課 公園担当

電話：092-923-1111 内線 531